

## 資料 3 港区生物多様性地域戦略について

### 1 港区生物多様性地域戦略策定の背景

平成 20 年に制定された生物多様性基本法の第 13 条では、都道府県又は市区町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として、生物多様性地域戦略の策定を努力義務として規定しています。

また、平成 22 年 10 月、名古屋市で開催された「生物多様性条約第 10 回締約国会議」では、世界全体で取り組むべき基本的な方向性が愛知目標として決定されました。わが国では、愛知目標の達成に向けて、平成 24 年中を目途に生物多様性国家戦略を見直しが進められています。

一方、港区の自然環境の保全・再生や生物多様性に関する区民要望の高まりを背景に、平成 23 年 3 月に改定した「港区緑と水の総合計画」では、港区生物多様性地域戦略の策定が、新規重点施策に位置づけられています。

### 2 港区生物多様性地域戦略の位置づけ

「港区生物多様性地域戦略」は、生物多様性基本法第 13 条及び港区みどりを守る条例に基づき、港区区域内における、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的事項を定めるもので、港区基本構想の部門別計画として位置づけられる計画です。

この計画は、「港区緑と水の総合計画」の重点施策である「動植物の生息・生育環境の充実」の施策として、また、生物多様性国家戦略の趣旨を踏まえ、生物多様性に関する普及啓発や自然環境の保全を区民協働で総合的に推進することを目的に策定する計画です。

また、「港区生物多様性地域戦略」は、「港区環境基本計画」、「港区緑と水の総合計画」その他関連する計画とも整合する計画です。

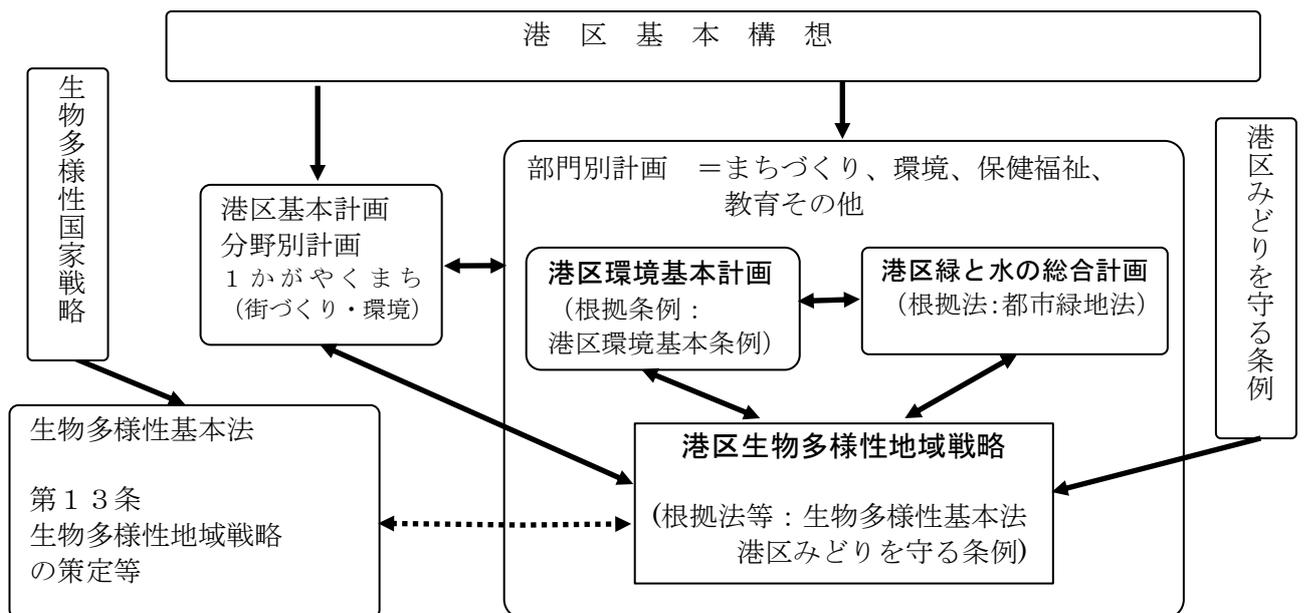


図 港区生物多様性地域戦略の位置づけ

### 3 「港区生物多様性地域戦略」策定の目的

「港区生物多様性地域戦略」は、豊かな自然環境の象徴である動植物の生息・生育環境の充実を図り、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取り組みを、区民協働で総合的に推進することを目的に策定するものです。

### 4 事業の実施方法

「港区生物多様性地域戦略」は、区民・事業者の参加と協力を得て、平成24・25年度の2ヵ年で策定します。

また、港区生物現況調査や港区みどりの実態調査の成果を活用し、区民、事業者、大学・研究機関、私立学校等と連携し、港区の地域特性を反映した自然環境の保全再生の基本戦略を策定します。

「港区生物多様性地域戦略」の策定方法については、検討組織のあり方を含め、平成24年の早い時期に方針を確定し、策定作業に着手します。

#### (今後の予定)

平成24・25年度の作業は、以下の内容を予定しています。

#### (1) 平成24年度

- ① 港区の生物多様性に関する現状の把握と課題の整理
- ② 港区生物多様性地域戦略の方向性の検討、おおまかな目標設定
- ③ 生物現況の補足調査、アンケート・ヒアリング調査
- ④ 事業者、ボランティア団体、大学・研究機関等、各種団体との意見交換
- ⑤ 周知のためのイベント開催
- ⑥ 検討組織の運営、庁内委員会の実施
- ⑦ 港区生物多様性地域戦略骨子(案)の作成

#### (2) 平成25年度

- ① 港区生物多様性地域戦略(素案)の作成
- ② 検討組織の運営、庁内委員会の実施
- ③ 区民・事業者等との意見交換会の実施
- ④ 周知のためのイベント開催、パブリックコメントの実施
- ⑤ 港区生物多様性地域戦略の策定
- ⑥ 区長決裁、公告